

医科点数表の解釈

平成28年4月版

Web追補 No.19 (平成30年2月号)

平成 30 年 2 月 1 日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成30年1月31日 保医発0131第3号 (平成30年2月1日適用)
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html)

頁	欄	行	変更前	変更後
477			[D007血液化学検査の「24」LDアイソザイム1型の所定点数(95点)を準用する項目として追加]	◇ 遊離カルニチン及び総カルニチン ア 遊離カルニチン及び総カルニチンは、D007血液化学検査の「24」LDアイソザイム1型の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、酵素サイクリング法により測定した場合に算定する。 ウ 本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月に1回を限度として算定する。 エ 静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6月に1回を限度として算定する。 オ 同一検体について、本検査とD010特殊分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。 カ 本検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。 (平30. 1. 31 保医発 0131 3)

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部
@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。